

# 開発行為に伴う自治会防犯灯の設置について

防犯灯を設置する場合には、防犯灯の基準や当該自治会長との協議等がございますので、事前に防犯・交通安全課防犯推進担当と打合せをお願いいたします。

## **留意事項**

- 防犯灯を設置する場合は必ず事前に当該自治会長と協議して下さい。
- 市道及び公共性の高い私道を照らすことができる電柱に設置して下さい。
- 防犯灯は、添付されている川越市 LED 防犯灯器具仕様を参考にして下さい。
- 東京電力に申請する際は当該自治会名での提出をし、支払方法は必ずまとめ請求でお願いします。

※開発業者名で申請すると開発業者が電気料を負担しなければならない場合がありますので、ご注意願います。

※自治会のお客さま番号が必要となりますので当課へ問い合わせください。

※まとめ請求となっていなかった場合、修正手続等を行っていただくことがありますので、ご注意ください。

- 自治会防犯灯の設置・移管報告書は、防犯灯を設置し通電完了後に提出願います。

※防犯灯を設置した住所と電柱番号を必ず明記してください。

## **【添付書類】**

- ・ 防犯灯設置位置の詳細図 1 式
- ・ まとめ請求が分かる「電気使用申込書」写し 1 式

川越市役所 川越市元町 1 丁目 3 番地 1  
防犯・交通安全課 防犯推進担当  
TEL 0 4 9 - 2 2 4 - 5 7 2 1